

## 契約

### (1) 契約の意義

例えば、ある人がある人に対し、この物を売りたいと言い、相手方がそれを買いたいといった、当事者の合意が成立した場合のように、ある人とある人との間で一定の法律効果の発生を意欲する意思の合致をいう。

### (2) 自治体の契約

#### ア 自治体の契約方式

地方自治法（以下「自治法」という。）の規定によれば、自治体が締結する契約は、一般競争入札を原則とし、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）で定める一定の場合に指名競争入札、随意契約又はせり売りによることができることとなっている（自治法第 234 条）。

田原市では事後審査型一般競争入札を原則とし、指名競争入札は行わない。金額等により随意契約を一部行っている。

#### イ 契約書の作成

田原市財務規則で一定金額以上の金額について、契約書の作成を義務づけている。

金額	必要な書類
	※工事は金額に関係なく契約書が必須
3 万円以下	請求書
3 万円超から 10 万円以下	見積書、請求書
10 万円超から少額随意契約の範囲	契約書、請書でも可
少額随意契約の範囲超	契約書

#### ○少額随意契約とは

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項に定める随意契約の限度額以下で契約を締結する建設工事及び建設工事の設計、役務の提供のこと。金額は法律等で決められているので市の裁量による変更は出来ない。

契約の種類	金額（税込）
1 工事	1 3 0 万円以下
2 委託業務、修繕	5 0 万円以下